

しらさとこども園 利用に関するご案内



大網白里市 子育て支援課 保育班
〒299-3292 大網白里市大網 115 番地2
TEL : 0475 (70) 0347
FAX : 0475 (72) 8454

目 次

1. しらさと こども園について・・・・・・・・・・・・・1
2. 3つの認定区分と教育・保育時間について・・・・・・5
3. 子育て支援事業について・・・・・・・・・・・・・8
4. 入園手続きについて・・・・・・・・・・・・・9
5. 利用開始までの流れ・・・・・・・・・・・・・9

市立保育所・認定こども園

保育理念

- 子どもの最善の利益を守る。
- 生きる力の基礎を培う。
- 他者への信頼関係と自己の主体性を形成する。

教育・保育目標

- 知・・・話を集中して聞き、自分で考えて行動できる子。(あたま)
- 情・・・誰とでも、やさしい気持ちでコミュニケーションができる心のたくましい子。
(こころ)
- 体・・・たくましく、いきいきと躍動する明るく元気な子。(からだ)

教育・保育方針

- 豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- 基本的な生活習慣を身につけ、社会生活における望ましい習慣や態度を育てる。
- 「遊び」を中心とした主体的な活動を通して、一人ひとりの発達に応じた教育・保育をすすめる。
- 小学校以降の生活や学習の基盤を培う。
- 家庭や地域との触れ合いを築きながら信頼される園づくりを目指す。

1. しらさと こども園について

(1) 認定こども園とは

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づいた、小学校就学前のこどもの教育と保育を一体的に提供する施設です。

また、地域の子育て支援を行う施設でもあります。

保護者の方の就労状況等に合わせて、幼稚園的な利用又は保育所的な利用の両方の利用希望に対応することができます。そのため、3歳から5歳児のお子さんは、保護者の就労状況等が変わっても、通い慣れた園を継続して利用することが可能です。

(2) 認定こども園の利用について

入園を希望する場合には、下記認定のいずれかの認定を受ける必要があります。

1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の子どもで幼児教育を希望される場合。(保育は必要としない)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の子どもで、幼児教育とさらに保育を希望される場合。 (「保育を必要とする事由※」に該当する場合)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の子どもで幼児教育とさらに保育を希望される場合。(「保育を必要とする事由※」に該当する場合)

※ 保育を必要とする事由とは、就労(共働き)、妊娠・出産、同居家族の介護、求職活動のため、保護者が家庭で保育できない場合などが該当します。

(3) 認定こども園の名称等について

令和7年4月1日から白里幼稚園と白里保育所を統合し、新たな認定こども園「しらさと こども園」を開設します。

- ① 園の名称 大網白里市立しらさと こども園
- ② 場 所 大網白里市南今泉637番地(現白里保育所施設を活用)
- ③ 類 型 幼保連携型
- ④ 定 員 102名(保育園枠90名、幼稚園枠12名)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合 計
1号	—	—	—	4	4	4	12
2・3号	3	9	18	20	20	20	90
合 計	3	9	18	24	24	24	102

(4) 給食について

- ① 全ての園児に対し、食の安全や衛生管理等の基準に沿った給食を提供します。
 - ② 月曜日から金曜日までの週5日となります。
 - ③ 1号認定 月額：3,610円
2号認定 月額：5,200円（間食代含む）
- ※ 年収360万円未満相当の世帯の方は、副食費が無料となります。

(5) こども園の1日の生活の流れ

3・4・5歳児			時間	0・1・2歳児	
1号認定	2号認定			3号認定	
教育標準時間	保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
預かり保育 (7:00~8:30)	通常保育	時間外保育 (7:00~8:00)	7:00	通常保育	時間外保育 (7:00~8:00)
			8:00		通常保育
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 合同保育（幼児教育+保育） 給 食 ※ 給食のあとは、短児部(1号) と長児部(2号)が分かれて生活し ます。 </div>			8:30	(おやつ)	
			9:30		
			11:30	給 食	
幼児教育	午 睡		13:00	午 睡	
預かり保育 (15:00~16:00)	通常保育 (おやつ)		15:00	通常保育 (おやつ)	
/			16:00	時間外保育 (16:00~19:00)	
			18:00		
	時間外保育 (18:00~19:00)	19:00	時間外保育 (18:00~19:00)		

2. 3つの認定区分と教育・保育時間について

(1) 1号認定(3・4・5歳児)

- ① 入園資格：満3歳以上の小学校就学前のお子さんであって、2号認定以外のもの。
- ② 教育・保育時間：月曜日から金曜日 8時30分から午後3時
- ③ 休業日：土曜日、日曜日、祝休日、県民の日及び長期休業(春休み・夏休み・冬休み)
- ④ 保育料：0円

【保育時間】			
教育標準 時間	預かり 保育	教育・保育時間	預かり 保育
7:00	8:30		15:00 16:00
長期 休業日	預かり保育		8:30 16:00

◇ 預かり保育(有料)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった在園児の1号認定のお子さんを通常保育の時間外にお預かりする制度です。

- ① 利用日：月曜日から金曜日
※ 土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始を除く
- ② 利用時間：開園日) 午前7時から午前8時30分、降園時間から午後4時
長期休業日) 午前8時30分から午後4時
- ③ 利用回数：保護者の就労、就学等：週3日まで
保護者の疾病、被災、出産等：月7日まで
リフレッシュ：週1日まで
- ④ 利用料金：

区分	保育時間	金額
開園日(平日)	午前7時から午前8時30分まで	30分あたり50円
	降園時間から午後4時まで	30分あたり50円
長期休業日	午前8時30分から午後4時まで	1日あたり800円
	午前8時30分から午後1時まで	半日あたり400円
給食費・おやつ代(1食あたり)		260円(おやつのみ50円)

⑤ 幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

「保育の必要性の基準を満たす方」が預かり保育を利用する場合は、施設等利用給付認定（「保育の必要性の認定」）を受けることで、「教育・保育の無償化制度」の対象となります。

この場合、認定こども園に支払った利用料（給食費等の実費に係る料金を除く。）を市に請求することで、無償化限度額まで利用料の払い戻しを受けることができます。

《幼児教育・保育の無償化の対象者》

- ア 1号認定を受け、こども園に在籍している3歳から5歳児
- イ 保護者の就労などにより保育が必要な児童

《支給限度額》

給付額は、1日あたり450円、月額では1万1,300円が上限となります。ただし、預かり保育の利用料が上限額を下回る場合は、利用料が支給限度額となります。

《保育の必要性の認定申請》

預かり保育を利用する場合で「施設等利用給付認定」を受けるためには、あらかじめ認定申請の手続きが必要です。詳しくは、子育て支援課保育班にお問い合わせください。



(2) 2号認定(3・4・5歳児)

- ① 入 園 資 格：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の事由により、保育を必要とする子ども。
- ② 保 育 標 準 時 間：月曜日から土曜日 午前7時から午後6時
- ③ 保 育 短 時 間：月曜日から土曜日 午前8時から午後4時
- ④ 休 業 日：日曜日、祝休日、年末年始(12月29日から1月3日)
- ⑤ 保 育 料：0円

(3) 3号認定(0・1・2歳児)

- ① 入 園 資 格：満3歳未満の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の事由により、保育を必要とする子ども。
- ② 保 育 標 準 時 間：月曜日から土曜日 午前7時から午後6時
- ③ 保 育 短 時 間：月曜日から土曜日 午前8時から午後4時
- ④ 休 業 日：日曜日、祝休日、年末年始(12月29日から1月3日)
- ⑤ 保 育 料：0円～57,400円
※ 年齢及び保護者の市民税所得割額により設定

【保育時間】			
保育標準 時 間	教育・保育時間(11時間)	時間外 保 育	
7:00		18:00	19:00
保 育 短 時 間	時間外 保 育	教育・保育時間(8時間)	時間外 保 育
7:00	8:00	16:00	19:00

◇ 時間外保育(有料)

- ① 利 用 日：月曜日から土曜日
※ 日曜日、祝休日及び年末年始を除く
- ② 利 用 時 間：保育標準時間認定) 午後6時から午後7時
保育短時間認定) 午前7時から午前8時、午後4時から午後7時
- ③ 利 用 料 金：

区分	金額
月単位利用	30分あたり500円
臨時利用	30分あたり 50円

3. 子育て支援事業について

(1) 一時預かり事業（有料）〈余裕活用型一時預かり事業〉

保護者の疾病等により家庭における保育が困難になった未就園のお子さんを一時的にお預かりする事業です。在園児と同じクラスに入り、在園児と一緒に保育を行います。（各クラス定員に空きがある場合に限りです。）

- ① 対象児：市内に住所を有し、保育所等に在籍していない、4月2日以降に2歳に達する乳幼児から小学校就学前までの子ども
- ② 利用日：月曜日から金曜日（1日2人程度）
※ 土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始を除く
- ③ 利用時間：午前8時30分から午後4時
- ④ 利用回数：保護者の疾病、被災、出産等：月7日まで
リフレッシュ：週1日まで
- ⑤ 利用料金：

区分	保育時間	3歳未満児	3歳以上児
1日	午前8時30分から午後4時まで	2,500円	1,400円
午前利用	午前8時30分から午後1時まで	1,250円	700円
給食費・おやつ代（1食あたり）		260円（おやつのみ50円）	

(2) 園庭開放事業

乳幼児期の友達やこども園の子ども達と触れ合ったり、保護者同士が情報交換したりする場を提供します。保育士に育児相談をすることもできます。

- ① 対象：小学校就学前の子どもと保護者
- ② 実施日：毎週水曜日
- ③ 時間：10時～11時
- ④ その他：予約は不要です。職員室にお声かけください。
※ 雨天の場合は室内で実施します。



4. 入園手続きについて（幼稚園的利用1号）

(1) 申込受付期間 一次募集 11月1日（金）から11月30日（土）AMまで

二次募集 令和7年1月31日（金）まで

(2) 申込受付時間

平日 午前9時から午後5時まで

11月25日（月）から11月29日（金）午後7時まで受付延長

11月30日（土）午前9時から12時まで

(3) 申込提出場所 市役所 子育て支援課

(4) 提出書類

「施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定申請書（1号認定用）」

※保育所的利用（2・3号）を希望の場合は提出書類が異なるため、「保育施設利用のご案内」をご確認ください。

★年度途中（5月1日以降）の入所希望の方は入所希望月の2か月前の末日まで

5. 利用開始までの流れ

(1) 令和7年4月入所希望の方（期限後は随時申込み）



※申込者が利用定員を上回った場合は、抽選となります。